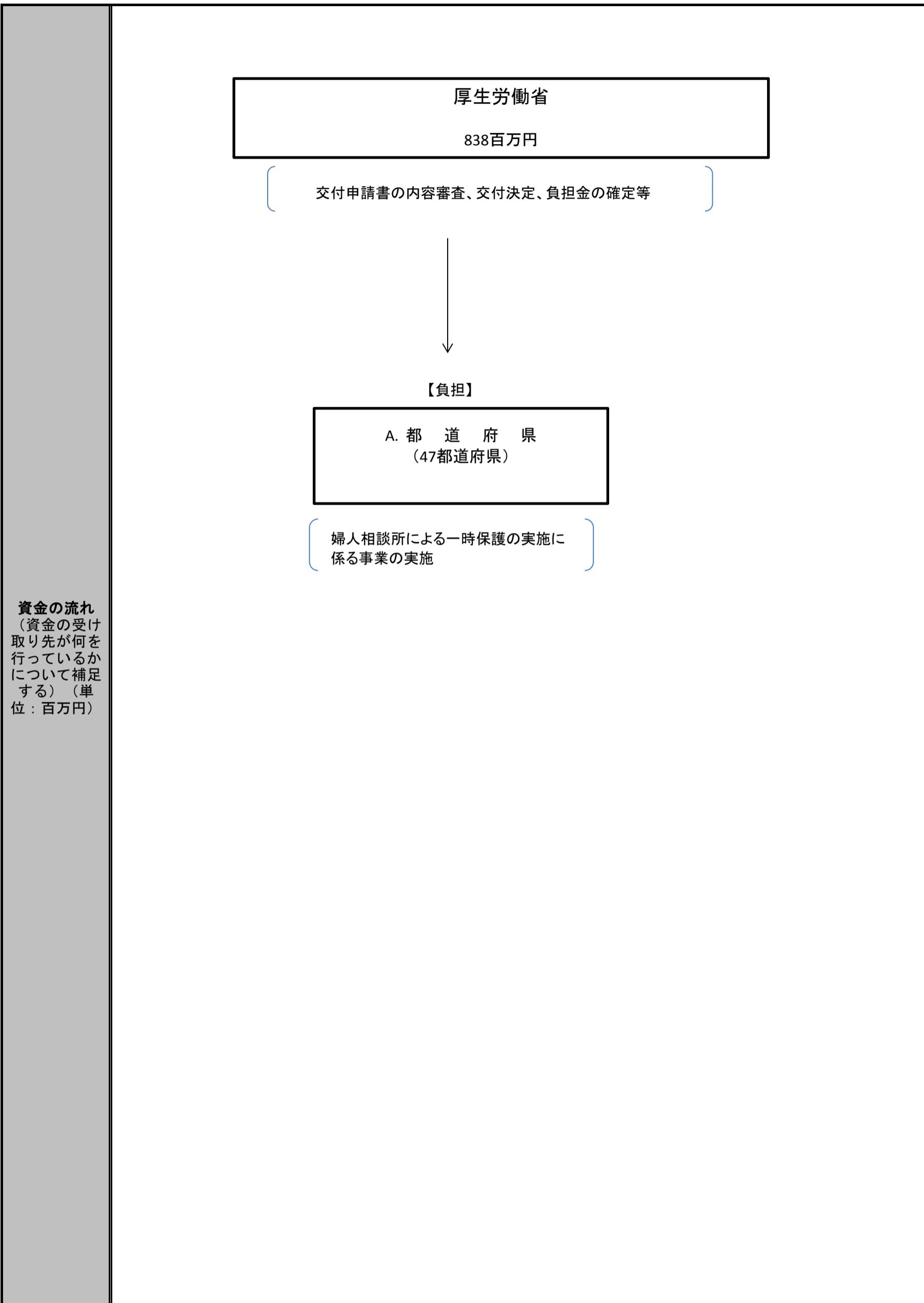


平成23年行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	婦人保護事業費負担金		担当部局	雇用均等・児童家庭局		作成責任者					
事業開始・終了(予定)年度	昭和31年度		担当課室	家庭福祉課		高橋 俊之					
会計区分	一般会計		施策名	III-1-5 児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援を充実する							
根拠法令 (具体的な条項も記載)	売春防止法:第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律:第28条第1項		関係する計画、通知等	<ul style="list-style-type: none"> ・人身取引対策行動計画2009 (犯罪対策閣僚会議(平成21年12月22日)決定) ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針 (平成20年1月11日内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号) 							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の更生保護を図ること、及び、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者等からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。										
事業概要 (5行程度以内。別添可)	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行う。 -実施主体：都道府県 -補助率：5／10										
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他										
予算額・執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求					
	予算の状況	当初予算 870	879	875	876	886					
		補正予算 ▲4									
		繰越し等 870	875	875	876	886					
		計 834	847	838							
		執行額 95.9	96.8	95.8							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)				
	当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば、必ず負担しなければならないものである。その性格上、成果目標になじまない		成果実績		—	—	—				
			達成度	%	—	—	—				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込				
	当該経費は負担金であり、保護の対象者がいれば、必ず負担しなければならないものである。その性格上、当該指標になじまない		活動実績 (当初見込み)		—	—	—				
					(—)	(—)					
単位当たりコスト	— (円/)		算出根拠	—							
平成23・24年度予算内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由							
	事務費	734	742								
	事業費	142	144								
	計	876	886								

事業所管部局による点検							
	評価	項目	特記事項				
目的・状況・予算の 資金の流れ、使途、費目・ 活動実績、成果実績	<input type="radio"/>	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。					
	<input type="radio"/>	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。					
	一	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。					
	一	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。					
	一	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。					
	<input type="radio"/>	受益者との負担関係は妥当であるか。					
	<input type="radio"/>	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。					
	<input type="radio"/>	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。					
点検結果	<input type="radio"/>	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。					
	一	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。					
	一	活動実績は見込みに見合ったものであるか。					
	<input type="radio"/>	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。					
	一	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。					
都道府県は、「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号)の規定に基づき、事業実績報告書に関係書類及び当該国庫負担金に関する歳入歳出決算書抄本を添付し、地方厚生(支)局長に提出することとされており、これらの提出書類により、支出状況等について確認を行ながら実施しており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。 また、売春を取り巻く環境が、現下の厳しい雇用情勢や暴力団による管理売春等、ますます多様化・潜在化しているとともに、DV法制定以後、DV被害者による相談件数が年々増加していることから、婦人相談所一時保護所が行う要保護女子等になることを未然に防止する活動や、収容保護及びDV被害者の保護等を実施するため、引き続き、本事業は必要である。							
予算監視・効率化チームの所見							
現状通り	本事業は、売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき必要な事業であることから見直しの余地はなく、引き続き事業内容及び予算規模を維持すべきである。						
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)							
—							
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）							



A.東京都			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事務費	職員の人件費、管理費	29			
夜間警備体制強化加算	夜間警備体制強化	2			
同伴児童対応指導員雇上加算	同伴児童対応指導員雇上	2			
心理療法担当職員配置	心理療法担当職員配置	1			
一時保護委託費	配偶者暴力母子法に基づき配偶者からの暴力を受けた者の一時保護委託	22			
要保護女子の一時保護委託費	売春防止法に基づく要保護女子の一時保護委託	9			
事業費	食糧費、光熱水費、消耗品費、扶助費等	11			
計		76	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)					
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
費目・使途					
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
費目・使途					
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都		76.4		
2	大阪府		64.7		
3	神奈川県		45.3		
4	千葉県		45.1		
5	北海道		41.4		
6	愛知県		33.4		
7	兵庫県		29.1		
8	福岡県		29.0		
9	埼玉県		28.7		
10	沖縄県		27.0		